

3 協働の原則

協働事業を進めていくうえで何が大切になるのか、どのような意識を持って望めば良いのか、市民団体等へのインタビューを通して感じられたことや本会委員らの体験等を交えて、協働の原則として次のとおりまとめました。

協働の原則①

目的を共有したうえでお互いを信頼し、「対等」な関係を築く。

(例) 子育てサロンの協働事業契約
「互いに理解・尊重し対等な立場で契約を締結する。」

協働の原則②

目的達成を目指して、互いの特性を活かした役割分担のもと協力して行動する。

(例) 町民体育祭の共催
「町の財政支援・当日の運営、体育協会の企画・当日の運営等」

協働の原則③

それぞれ単独では成しえない成果（相乗効果）を得ることが可能となる（目指す）。

(例) 陽だまりサロンの指定管理者制度
「経費削減、サービス向上等、社会貢献等」

協働の原則④

そこで蓄積された情報やノウハウは、将来の活動をさらに後押しする宝物になる。

(例) 認知症サポーター養成講座の事業協力
「看護経験者による現場の声、正しい理解の波及」

協働の原則⑤

協働を継続させるための環境づくりを意識！ 継続させることで宝物は輝き続ける。